

# The Kansai University Bulletin

Osaka, November 15th, 1922.—No. 5.

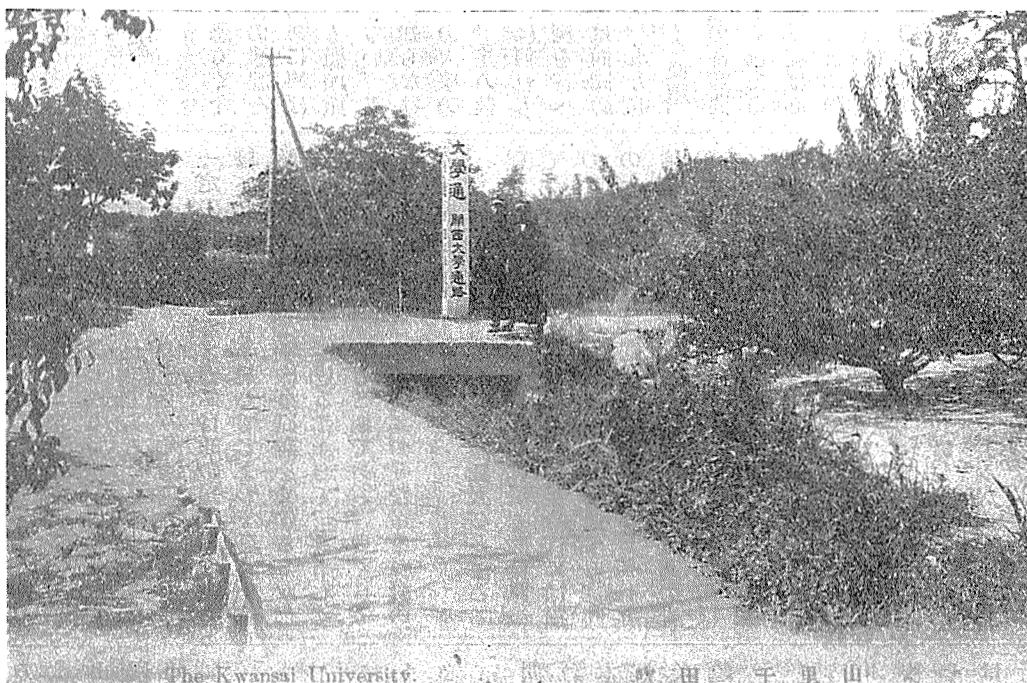


# 關西大學 里山の秋色

行發日五十月一十

號五第

年一十正大



(通學大) 色秋の山里千

阪 大

關西大學報局

番九四〇一 堀佐土話電  
番〇七五五

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

### 第三回「學の實化」講演摘錄

## 教育問題雜觀

關西大學評議員  
法學博士 下村 宏

### 1. 學術研究の目的

本大學に於てなるべく長期に何か話ををして、吳れこの宮島專務理事からの御依頼を、何等準備する所ないにも拘らず私は喜んでお受したのであるが、其のお受した理由を述べるだけでも四五時間はかかるだらうと思ふ。それは兎も角、私は昨年外遊の途に上り今春歸朝して、今では慣れぬ烟の新聞事業に携つて、色々と烟水練をやつてゐるが、歸朝以來未だ荷物を解く暇もないやうな有様だから、諸君の前で深遠な學理をお話する力もなし、時もないが、又さう云ふ力の必要を感じてゐない云ふことを先づ言つて置きたい。

御承知の通り歐米では、單り大學に限らず如何なる學校に於ても絶対實際の問題に關する講義が各種の實際家に依つて試みられてゐる。或は諸君に對しては釋迦に説法かも知れないが、北米合衆國へ行つても、今日の新聞記者が明日は大學の講座を受け持ち、昨日は廟堂に立ち、明日は又學校で教鞭を探る云ふ様な事實を始終見受けるのである。

元來學問とは實際を本として其の原理原則を究めることである。即ち實際を本として學問があるのであつて、學問あるが故に實際問題があるのではない。で日本の學校の教程は

少くとも吾吾自身の經驗に従事す、恐らく今日でも一週間に何時間宛て割當て各種の學課を排列してゐる事思ふが、學生の爲めに學ばしめなければならぬ學課は必ずしも徹頭徹尾その制度以外に出てはならぬ譯はない。又諸君が今與へられてゐる教科以外に知らなければならぬ事も多々ある。歐米各國の大學生を御覽になれば直ぐ判る事だが、其の教へる課目が非常に多く且つ其の教程は何れも實際問題に觸れてゐるのである。一例を言へば、ドイツの各大學専門學校に於ては同國のオーヴァーシレジア問題、賠償問題、水力電氣の問題、褐炭の化學的使用法に關する問題、他の戰後恢復の爲めに必要な種種の實際問題がそれぞれ實際家に依つて講義せられてゐるが、歐米の大學生に於ける此の種の講義は必ずしも一學年間續けなければならぬ云ふのでもなければ、又試験をして採點せねばならぬ云ふものでもない。教へる人も眞剣であるが、歐米の大學生に於ける此の種の講義は必ずしも一學年間續けなければならぬ云ふのを得る爲めに教へたり學んだりするのではなくのである。一體私に言はせるこ、今日の多く日本の制度は眞面目を失つてゐる。諸君はさう云ふ考へで學校へ來てをられるのか知らないが、少くとも私共の時代には學校へ入るのは、必ずしも自分の智識慾に驅られてで

はなく、兎に角與へられた教程を練習して詰らぬものを馬鹿馬鹿しいと思ひながら學ばなければならなかつた。でないと進級も出來なければ、卒業する事も出來なく、從つて資格が得られない。つまり或る資格を得る爲めに私は勉強してゐたのである。日本に於ては殆ど不文律の如くに凡ての人は其所を卒へて一定の資格を得る云ふ目的の爲めにのみ學校へ入る。だから卒業してしまつて辯護士試験を受けるとか、判檢事試験を受けるとか、或は醫者の試験を受けるとかして、及第してしまへば後は勉強するこ損である、少くとも勉強する必要はない云ふやうな考を多數の人是有つてゐる。

私は體育に就ても多年寧ろ狂人じみてゐる程熱心であるが、それは學校に居る間は黙つてゐても體操の學課があり、青年時代には黙つて居ても飛んだり跳ねたり運動はする、其の上野球もやれば庭球もやり、フットボールもやるであらうが、私の要求するは其の青年の生活、學校の生活を終つてから後も尙ほ之を續ける云ふ事である。歐米に於ける知名の人達が隨分老齢に達してからも或は政治家として、或は學者として、軍人として偉大な働きをなし得る所以は、彼等が運動を怠らぬ云ふ點にあると信ずる。

### 2. 劇一 教育の弊

少し脱線し過ぎたやうであるが、要するに私の言はんとする所は、日本の専門學校なり、大學なりが一般實際問題を捉へて講義をする必要がある云ふことを信する。

筆者註 博士は尙ほ同様の事實を外交問題の例に據つて説明せられた。

序に断つて置くが、今から尙ほ私はさう云ふ事を諸君にお話しするか分らないが、假令私の言ふ事が拙くても、又面白くなくても、その爲めに斯くの如き企てを將來止められては困る。將來色んな人達、例へば國際會議に行つて歸つて來た人を招聘するとか、或は銀行家でも、其の他の實業家でも、軍人でも學者でも、あらゆる方面的エキスパートを一時間でも二時間でも、又一回でも二回でも招いて學んで頂きたい。經濟問題に就て言へば、又出て貰はなければならない。世界の思潮を支配するやうな大學者が出られん事を切望する。併しながら諸君全體が大學者になるやうに云ふ教育は間違つてゐる。學者が餘り澤山あつても困るし、又そんなに皆學者になるらず武の教育に於ても同様である。

# 千里山學報 第五號

## 目 次

挿 繪——大學通の一部(表紙)——佐竹三吾氏——

本學評議員諸氏——校友會東京支部總會——野村滋藏君——岡山縣人會文化講演會——本學新學舍建築用木材——千里山學舍設計略圖

講 演

教育問題雜觀 評議員 下村 宏

都市の交通政 法學博士 下村 宏

理 墓 佐竹三吾

法學博士 佐竹三吾

演會——第三回大學豫科教授會——本學顧問織田萬

博士歸朝——第四回學の實化講演會——水谷教授の

出發——講師招聘——森下留學生の轉學——在外本學

關係者現住所

校友會報——大正八年度卒業生有志懇談會——東京

支部總會——三九會懇親會——木偶會總會——鴻鳴會

清遊——福岡支部總會——大阪支部懇親會——校友動

靜——校友住所錄

學生獎報——關西大學文學會會則——音樂部の新陣

容——音樂部奈良演奏——京都府同人會地方遊說——

岡山縣人會文化講演會

新刊紹介

Imperial Ordinance for Founding of Universities.

The Historical Sketch of Kansai University.

sity.

本學擴張基金寄附申込者芳名

本誌維持費受領報告

編輯餘錄

農村問題、即ち小作問題の現状がどうなつてゐるか、又之に對する公正な批判如何と云ふ位の事は、少くとも大學と云ふ看板を掲げてゐる以上は知つてゐなければならない事である。極東の一端に隔絶した日本と云ふ現代離れた國に住んで居る上に、實際離れのした事を唯聞いてゐるだけでそれが外へ出て何の役に立つであらう。勿論私の如きも學問をして居つたから、幾分常識も出來、又拙いながらも多少横文字も讀めやうし、教育の力で、豪らさうに諸君の前に立つ事も出来るのであるが、併しそれに對して、高等學校や大學で學んだ事がされだけ役立つてゐるかは疑問である。少くとも害にはなつてゐないであらうが、さう大した益になつてゐるとも思はれない。もう少し役に立つ事を學んで置けばよかつたと思ふ事が多々ある。之が私が此所へ來て諸君の前でお話する事を喜んでも受けした理由の一つである。

次に、私は外遊中に事事物物先方の缺點を搜し出し、それを此方と比較して日本の方が良いと思つて喜ぶ事よりも、先方の長所を見、而して故國を顧みて日本は尙ほ斯くあらねばならぬと云ふ所感の方が餘りに多くある。その多い一端を所で講演したり、又時時筆にしたりするが、實はそれだけでは到底満足する事が出来ない。又話して見た所で、既に或る肩書の附いた、相當の年齢で固つてゐる人が、それよりもつて必要なのは吾吾の次に来るべき若い人達即ち諸君に對して私共の所感を披瀝する事である。それは、諸君

は極く第三者として其の利害を離れた立場に立つて、比較的私共の言ふ事を眞面目に聽いて呉れる事があるからである。又今私が言ふ所の片言隻語が、或は他日諸君が世の中へ出立つてから後の資格の問題である私は解してから何かの場合に多少の参考——参考と云ふと云ひ過ぎるかも知れないが、或は諸君の其の時の分別の萬分の一になりはしまいかとも思はれるのである。同時に私が言はんとする多くの問題は教育問題に觸れて来る、否寧ろ諸君自身がどうすれば宜いか、當局はどうすれば宜いかと云ふ問題に觸れて来る。そこで最初に教育と云ふ問題に就て私は種種卓見を述べて見たいと思ふのである。所が茲に一つ諸君に對する私の註文がある。それは私の述べる所を諸君がただ聞き放しにしないで、私の言つた事に對する諸君の意見を聞かして頂きたいと云ふ事である。私の今の立場から言つても間違つた事を喋べればそれだけ誤解を擴める事になる。一旦言つたからもう修正の餘地がないとか、改説する事が出來ないなど云ふやうな頑な考へは持つてゐない積りである。

### 3 實際問題と學生的態度

一體人間の思想は時代に依つて違ふものであつて、お互の年齢が相違するだけ、それだけ諸君の思想と私のそれとの間にギャップのある事を認めない譯には行かないのである。

近頃になつて學生諸君も目覺めたと云ふが、各自が如何なる主義を以て立たねばならぬかと云ふやうな問題もそれをお考へになつてゐるであらう。然し、中には自分の勉強よりも昇格運動や普選運動の方が必要だと云ふ方もあるかも知れないが、其れには私に異論がある。

ある。昇格問題にしても、所謂普選問題にしても、利害のある人がそれに熱中する事は自然の事で怪しむに足りないが、一體普選と云ふ事は學校のライツを終つて世の中に立つてから後の資格の問題である私は解してゐる。始終落第ばかりして何時までも學生であると云ふやうな篤志家があつて、學生にも選舉權を貰はねばならぬと云ふならば別問題であるが、普選問題は、學生生活を終つて社會へ出て、各方面に活動してゐる所謂生產時代の人間の階級に、何處まで選舉權を與へるかと云ふ事を問題としてゐるのだ私は考へるのである。

又一方では、先程の宮島氏のお話で聯想したのであるが、私は三十一年に學生生活を終つて、其の當時、社會政策學會と云ふものを作った所が、社會政策と社會主義とを間違はれて迷惑した事がある。其の時代に私共は頗る貧弱な頭でマルクスがさう言つたなと盛んに論じたものであるが、その後二十數年経つた今日マルクスが斯うも繁昌しやうとは思はなかつた。それは兎も角、今日ではマルクスを口にしなければならないもののやうに考へられる時代になつて來た。で『改造』とか『解放』とか色色の雑誌に種種の新しい學説が出てゐるのを讀んで見るがさうも解らない。「して見る」と之を讀んでゐる若い人達の頭が非常に良いのであらう。何れにしても斯う云ふ事も一通り解つて置かなければならぬ」とさう考へて時々書いた人に聽いて見る事がある。所が驚いた事には、書いた人自身が「實は俺にも一寸判らんのだ」とか雑誌屋から餘り厳しく催促するので人に譯して貰つたのだ」

なごみ云ふのがある。で私は、今日の學生に  
は、書いた人自身が良く判らぬものまでも消  
化するだけの力を持つてゐるのかと思つて感  
心せずに居られなかつた。其の他性の問題で  
あるさか、何ださか彼ださかと喧しく言はれ  
てゐるが、兎に角斯う云ふ世間の状態を見る  
と、世間そのものが、吾吾の學生時代と違つ  
て餘程目覺めて來てゐる、誠に結構な事であ  
るが、學生諸君としては實際問題に關する各  
種の講演なごは盛んに聽く同時に、現實問  
題に對しては飽くまで學生としての立場を失  
はずに研究して頂きたいと思ふのである。

#### 4 國字國語の問題

次に私が述べたいのは、日本人は外國人に  
較べて日本の文字の爲めに非常に禍せられて  
ゐるこ云ふ事である。此の文字の爲めに準備  
時代即ち學生時代が殆ど費されてゐるこ云つ  
ても可い程である。又社會に出てからにして  
もその爲めに吾吾がされだけ障害を受けてゐ  
るか分らない。若し日本が他の民族に負ける  
こ云ふ事があるこすれば、其の理由は實に此  
の文字にあるのだと私は考へる。例へば假名  
遣がさうである。「行」こ云つても、カウか、  
カフか、コフか、コウか、クワウか一寸判ら  
ない。又此の「行」こ云ふ同じ字が、行狀の  
「行」であつたり、品行の「行」であつたり、行  
燈の「行」であつたり、正行の「行」であつたり  
する。又相手方を呼ぶ場合でも、「君」ださか、  
「貴方」ださか、「貴様」ださか、「閣下」ださか  
糸瓜ださか云ふが、外國語ださか、例へば英語  
では You 獨語では Sie こ云ふ様に一つで済む。  
國語國字の問題は一朝一夕では解決出來ない  
事かも知れないが、兎に角非常なハンディキ

ヤップである。

又之が爲めに時間の浪費が實に莫大であ  
る。現に私共は字音の假名遣であるさか、國  
語の假名遣なごの爲めに、高等學校で數年間  
を費してゐる。それに、やれ『徒然草』ださか、  
やれ『方丈記』ださか、或は『土佐日記』がさう  
したのこ云つては古文書を隨分調べさせられ  
た。所が今では何の役にも立つてはゐない。そ  
の時覺いた假名遣なごは少しも頭に残つては  
ゐない。恐らく諸君の頭にだつて殘るもので  
はないと思ふ。勿論外國でも、ラテン語ださ  
かギリシア語なご研究されてゐるが、日本の  
やうに日常使ふ言葉に苦しめられるのではな  
い。他に頭を使はなければならぬ種種の必要  
に迫られてゐる學生時代に、餘計な苦しみを  
しなければならぬ許りでなく、此の苦しみに  
一生附き纏はれなければならないのである。

#### 5 外國語の學習

又一方吾吾は外國語を學ばなければならな  
い事情にある。無論、英國人、佛國人、ドイ  
ツ人、イタリー人などもお互に他國語を學ば  
なければならないが、是等の各國は互に其の  
國語の系統が似てるから、奥州こ薩摩こ  
の文化を世界に廣める爲めにも、世界の文  
化を自國に取り入れる爲めにも、是非外國語  
をやらなければならぬ。所が又日本人は自  
國の文化を世界に廣める爲めにも、世界の文  
化を自國に取り入れる爲めにも、是非外國語  
をやらなければならぬ。所が又日本人は自  
國語に對するアビリティの乏しい人種は一  
寸ない。それには種種の理由もあるらうが、一  
も其の一理由であるまいかと思ふ。拙く喋べ

るこ笑はれるからなご考へて黙つてゐた日  
には決して語學は上達するものでない。一體

日本の語學の教へ方も餘程間違つてゐる様に  
私は思ふ。私共は、學校に居る間十年以上も  
絶ゆず英語を學んだが、さう云ふ程度に英語  
を學んだかこ云ふと、吾吾が外國へ旅して、  
宿に泊るにも自動車に乗るにも薩張り役に立  
たぬ程度に學んだのである。こ云ふのは、私  
共は學校で、シェクスピアださか、バイロ  
ンださか、カーライルださか、あらゆるもの  
を學んだけれども、實際の役に立つ英語は少  
しも學ばなかつたのである。シェクスピア  
や、スコットの本を讀むと兎に角英國中世紀  
の文學の香ぐらるは嗅げるであらう。併し今  
吾吾に必要なのは古い文學ではなくて、生  
きたカレント・イングリッシュである。而して  
又國際聯盟こ云ふ事である。賠償問題こ云ふ  
事である。飛行機こ云ふ事である。爆彈こ云  
ふ事である。所が斯う云ふ事はシェクスピー  
アの本には書かれてないのである。何れにせ  
よ、私は諸君に語學だけは是非十分にやつて  
置く事を奨めする。唯學校を出て資格さへ  
得ればそれで宜いこ云ふなら別問題である。  
又學校を出て銀行や會社に入るこか、役人に  
なるこかして、外國の新智識なご餘り得なく  
ても宜いこ云ふならは亦別問題である。併し  
世の進歩に遅れない爲めには、又自分自身の  
智識慾を満足せしめる爲めには、語學こ云ふ  
ものが最も必要である。

再び話が本へ戻つて、詰り日本人の學生時  
代即ち準備時代こ云ふものは、自國語の爲め  
に非常に時を費し、更に又外國語を學ぶこ云  
ふハンディキヤップを有つてゐる。其の教へ

既に其の大切なスタートに於て何年か損をし  
てゐる。だから、日本人の準備時代は大いな  
るものであつては一層困る譯である。

6 現代本位の研究方法

又、今日では漢字廢止論なさが可なり勢を得て來たが、私共が學校に居た頃は非常に漢學の時間が多かつた。而も其の學ぶ所は春秋戰國時代の事ばかりで、支那歴史にしても精唐宋までで元、明、清まで入つた事は殆どなかつた。又日本歴史も同様大抵高山彦九郎や林子平のあたりで終つてしまつて、明治維新以後は全然教はらなかつた。今日の中學校の教科書にはパリ一條約が出てゐるが、それは餘程進んだもので誠に結構な事である。言ふまでもなく吾吾が最も知りたいのは、又知る必要のあるのは、吾吾自身ご最も關係の深い事柄である。而も吾吾は伊達に學問をするのでもなく、冗談に勉強してゐるのでもないから、出來るだけ現代ご接觸した方がよく、又さうする事が大切である。だから學校に於て奈良朝や平安朝や源平時代の歴史に力を入れて肝心の明治、大正の歴史を驅足で片付けられるやうでは全然逆になつてゐると言ははなければならない。勿論建國の歴史を知る事も必要である。併し吾吾自身ご直接交渉のある現代に近い部分を詳しくしなければならない。さればご言つて、今日何處の學校でも現に開かれてゐるジェネヴァ會議まで教へよご云ふのは無理である。少くともワシントン會議までは學んで、それ以後現在までの出来事に就ては他の方法に依つて知らなければならぬ。

その他動物學にしても植物學にしても同様である。極めて稀にしか居ない山椒魚(マツコ)、現實問題(ミサシ)には大して交渉のないアミーバやミジンコの事を詳しく述べられるよりも、吾吾が日常接觸する松や杉や、牛や馬の事を十分に知る方が吾吾には必要である。礦物を學ぶにしても石炭の性質はさうだまか、金は何種に屬する云々様な事はさう必要ではなく、眞に必要なのは、石炭や金・銀・銅なごの年產額や世界に於ける其の主要產地(ミサシ)需給分布の關係などである。勿論私共の學生時代(ミサシ)は達つて今日諸君が學んでゐる所はもつと實際的になつてゐる事(ミサシ)は思ふが、併し歐米の學生生活に比較する隨分現在離れたものである。元來日本は狭い島國である上に山が多く、其處に三百諸侯(ミサシ)云ふものがあつて、人民を士・農・工・商に別ち、其の相互の連絡を缺いてゐた。而して斯くの如き因襲の結果として、今日に於ても學生・軍人・技術家・資本家などこの銘銘自分の世界にのみ閉ぢ籠つてゐて、其の他の世界はてんて知らうともしない。所が歐米の學生生活、殊にアメリカの學生生活は日本の其れに比較して非常な距離がある事を私は最も痛切に感じたのである。

## 都市の交通政策に就て

法關西大學理學博士

佐竹三吾

## 一 人口の増加と都市計畫

の一強の割合で人口が増加（大正九年十月二日現在、國勢調査によれば總人口五千五百九十一萬餘、其の

角大都市に於ける人口の増加率が非常に大である。云ふ事は解つたとして、此の現象に對應するだけの、若くはそれに相當するだけの計畫が必要であるのは當然の國家的施設の一つである。是が所謂都市計畫である。私は今各種の都市計畫中、特に交通に關する問題に

A black and white photograph of a man from the waist up, wearing a patterned vest over a light-colored shirt. He is standing next to a large, ornate object, possibly a ceremonial shield or a decorated pot, which has intricate patterns and a small circular emblem at the top. The background is dark and textured.

氏 王 三 竹 佐

就てお話してみたいと思ふ。

割合で増加（大正九年十月一日現在、東京二百十七萬三千餘人、大阪二百一十五萬三千人）してゐる。人口が大都市に集中する理由如何、又その結果として都會と田舎との間に生ずる影響如何云ふ様な事は非常に興味のある問題であり、且つ非常に重大な問題ではあるが、私が今茲に述べようとする所ではない。兎に

就てお話ししてみたいと思ふ。

都市の人口が増加するごとに連れて種種の變つた現象が起つて来る。例へば從来は都市に於ても住宅と仕事をする場所と同一であったのが、次第に別別になり、その結果同じ都市内に住宅區域、工業區域、商業區域、娛樂區域と云つた様に所謂地域的分業が生ずる

様になる。それに其の結果として都市殊に其の中心地に於ける人口の半數が時間に依つて變つて来る。即ち都市の中心地には夜は人が居ない。人は朝住宅地から出て来て晝間を働いて夕方になる又歸つて行く。之は單り中心地云つた様な場所に限らず工業地域でも同様である。この現象は我國では未だ東京や大阪に於てすらさう著しくはないが、ondonのビジネス・センターの如きはその著しい例である。

何故さうなるか云ふ、何れの都市でも中央に位する場所は地價が非常に高いから、中產階級以下の者は經濟上到底住み得ない。又中產階級以上の者でも、衛生上、風紀上、都市を避けて郊外へ移ることになる。各種の工場に於ても同様で、一體工場は如何なる種類のものでも隨分廣大な地域を必要とするから、地價の高い場所に之を置くことは不得策であり、殊に煙突であるとか、瓦斯であるとか、種種警察の取締に關する事情もあり、経費その他各種の理由もあつて、勢ひ郊外に出なければならぬか、或る特定の地域に限られる事になる。

## 二 地域的分業と交通機關

前述の次第で、兎に角色々の地域的分業が人口の増加に従つて同一の都市中に生じて來るのであつて、此の區域を如何に決定するか云ふ事が都市計畫の重要な部分を占めるものであるが、是は又同時に交通政策の問題である。即ち從來は人が一定の場所に住んで居て、其の同じ場所で働くのであるが今では住んで居る場所から仕事をする場所へ通はなければならなくなつて來た。そこで或

る時間には所謂交通の流れが、或る一定の地域から他の一定の地域に向ひ、他の或る時間には其の反対の流れもなつて動いて行く。而も其の流れが、都市の擴大と共に次第に大きくなつて行くのである。交通政策は即ち此の流れの趨勢を考へて、それに相等する交通機關其の他の設備や方策を講ずることに外ならない。

先づ交通機關に就て考へて見るに、其の發達の順序は第一徒步、第二乗合馬車又は馬車鐵道、第三電車、第四乗合自動車、第五高速度交通機關(地下鐵道又は高架鐵道)云ふ經路を取つて居る。今其の速度の割合を比較して見る、第一の徒步を云々すれば、第二は鐵道、第三電車、第四乗合自動車、第五は

十倍云々なれば、それに要する時間は元通り何等變りもない事になる。要するに交通機關の速度が增加して時間を短縮する事に依り地域の擴張に對応し得るのである。即ち人口増加の結果都市の地域が擴張して、其の交通距離が十倍云々なつても、其の交通機關の速度が十倍云々なれば、それに要する時間は元通り何等變りもない事になる。要するに交通機關の速度が增加して時間を短縮する事に依り地域

機會に譲り、交通機關の問題中、特に吾吾が日常苦しんでゐる電車の問題に就て實情をお話してみたい。

## 三 電車設備の諸要素

線路の選定 電車の施設に付て先づ第一に起つて来る問題は線路の選定である。

如何なる區域に如何なる線路を敷設すべきかは勿論種種の事情に依つて決せられる。或る有力な市會議員が、或る地域に自分の事務所を有つてゐるから、特に其の附近を電車が通る様にするとか、或る富豪が、自分の邸宅の近邊を通られるから電車線路の敷設に反対するとか云ふ様な運動をなし、それに依つて線路選定の方針が變更される云々風に、所謂事實に依る事も皆無云々は言はれないが、併しそに私が述べようとするのは、無論純理論的方面に就てである。

單り電車云々は鐵道に付ても同様、國によつて種種異つた方策が採られてゐる。假に例を英國に取る、英國は御承知の通り自由主義の國であるから、同國政府は何事に付ても不干涉の立場に在る。其の結果として各大都市を連ねる線が非常に多い。之は利用者の側から云へば極めて好都合である。何故なれば、線路が多ければ多い程利用者にそれだけ選擇の餘地があるから、經營者側に於て自然競争が激しくなり、良い線路を低廉な賃金で利用せしめる事になるからである。併し之は一國の政策としては考へるものである。成る程利用者の側からは誠に好都合であるが、其の反面には競争の結果多大の資本が固定するのみならず、國家的見地から見る時は、骨肉相喰むの事實を生ずる事になり、好ましからぬ

結果となる。英國は此の弊害を大戰に依つて現實に覺るに至り、漸く統一的に管理する事になり、その利益は實に少からぬものがあつたのである。

電車又は鐵道を統一的に管理すれば、自由競争に依つてゐた從來の經營方針から生ずる事にも現れて来る。即ち勤務、勞働は同様でありながら、其の所屬の會社の損益如何に依つて待遇に甲乙を生ずる結果、種種の勞働問題を惹起する事が少くないが、之を一元の經營にすれば、給料、勞質、賞與などが比較的公平となり、從業員全部がそれぞれの勤務に於て緊張して働くやうになる。この利益は、單に數字上ののみならず精神的にも極めて有效な結果を見るのである。要するに線路の選定は土地・人口・交通等全體の關係に鑑み、將來の發展狀態如何を豫想して計畫しなければならないのである。

第二に起る問題は、運轉の三要素である所の乗務員、車臺及び動力である。

乘務員 電車の運轉上乗務員即ち運轉手及び車掌が缺くべからざる要素である事は今更言ふまでもない。如何に線路が完備してより、車臺も動力も十分にあるとした所で、此の車臺を動かす人間が充實してゐなければ、運轉は圓満に出來ない。所で此の乗務員は一般財界の好況時代には不足勝となる。今日で

は大阪市電の乗務員は豫算に據る定員以上になつてはゐるが、一時は其の充實に非常の苦心を費したのである。

車臺 次は車臺の問題である。元來素人考では、無論に車臺さへ増せば電車に關する種種の不便が緩和されるやうに思はれるが、之は全然誤つてゐる。或る一定距離の線路上で運轉し得る車臺の數には限りがあるので、大阪市の例を取れば、現在市電は一時間に七十五臺の電車が動くやうにしてある、即ち約五十五秒毎に一臺宛動いてゐる割合であるから、停留場で五十秒間乗客の乗降に費すとなるごとく、走行、停車、起立、坐り、出づて入る等の手續を考慮すれば、車臺の數は、車臺の大きさ、車の大きさ、車の速さ、車の運転員の腕の良し悪さ等の諸条件によつて、必ずしも車の本数と並んで多くなることはない。

の停車となる（事實今日では一停車に三十分乃至一二分まで掛つてゐる）、後車は之に續いて停車し、更に次の後車が追ひつくといふ始末で、停留場ごとに時間によつては三台も五台も電車が停滯するのである。それで若し今日、現在以上の電車を増發するとなると、結局電車の行列を作るだけで、疾走の餘地の無いやうな現象を生ずるのである。従つて車臺の増加は、線路の延長に伴はねばならない。先づ相當に線路を敷設して然る後又相當に車臺を増さなければ、電車交通の混雑は本當に緩和されないのである。

又此の車臺運轉數は、月により、日により又時間によつて増減があるから適當に調節しなければならない。例へば月では、東京では八月は乗客が非常に少い。之は東京に於て最も多く電車を利用する者は學生と役人であるが、是等の人は八月は多く休暇で、歸省するか、避暑するか又は外出を不精にする爲めである。之に反して大阪は學生や役人が東

京に比較して著しく少いのみならず、八月には夏祭があつて、土地の人も出盛るし地方人も澤山這人つて来て却て乗客が多くなる云ふ有様である。日に就て言へば、一日・十五日・日曜・祝祭日等普通の働き日ごとに依つて乗客の數に大差がある。更に一日中の時間に就て見るに、前にも言つたやうに、朝ミ夕方ミは非常に乗客が多く日中や夜は比較的の少い。朝の間最も多いのは各階級の人の出勤時間である七時から九時まで、夕方は其の歸宅時間である四時乃至七時である。即ち車臺は是等の月・日・時に依つて調節しなければならない事になるのである。

動力 さて車臺を増せば勢ひ動力即ち發電所や變電所設備の不足を訴へるやうになつて来る。今の大坂の九條の發電所は明治四十二年に、四十三年後(大正三十二年)の状態を豫想して計畫したものであつた。即ち四十三年後まで大丈夫と云ふ見込をつけて計畫したものであるが、事實は豫想を裏切つて、世界大戦の影響なきもあり、大坂市が急激に發展したので、大正三十二年に於ける状態であつたらう動力設備が、事實は大正八年に於て既に一杯となるの状態となつてゐるのである。従つて動力に關する施設は、一方人口増加の傾向に注意し、他方都市の發達の状況を精細に違算なく豫想した上で計畫を立てなければならないのである。

要となつて来る。即ち都市の擴張につれて、普通の電車では如何に前述の諸條件が完備してゐた所で間に合はなくなるし、乗合自動車を併用しても、運轉度數、其の距離、其の時間等の關係から遠い郊外からの便宜はない。何故なれば、都市の區域は、人が交通機關を利用して其の各の一端から其の中心に達するに約一時間以内で済むだけの距離に限定されなければならぬ。従つて都市の區域が擴張するごとに、勢ひ交通機關の速力を高めて其の距離を時間的に短縮するより外はない。それは電車の能くする所でないのと、高速度交通機關の力に依るの外はない。と言つても其の機關が遠慮會釋もなく市中を疾走する事は勿論不可能の事であるから、高架式か地下式として、都市内の交通機關の妨げをせず、自由に遠い郊外から都市の各地邊に人を運び得るやうにせねばならぬ。東京では、東京驛を中心として萬世橋・品川を通じ、郊外を一周する山の手線が、大部分高架式の高速度交通機關であるが、大阪市を中心として、高架・地下の利害は容易に判定されない。地下式としても町幅の狭い大阪市では、路下式にすべきか淺部地下式にすべきか等十分に研究せねばならない問題が多い。これらは他日を期して私の研究の一端を述べる事にする。

るのであるが、朝夕の混雑時間は常に定員以上を運搬してゐるが、日中は車内極めて閑散なものが多い。併し朝夕に多數の電車を増發し、日中は激減して車庫に入れておく事も出来ないので、出来るだけ調節に苦心はしてゐるが、思ふ通りに行かないので市民に迷惑をかける事が多い。

併し市電としては最善の策を講じてゐるので、例へば乗務員にしても、前に述べたやうに現在は少し餘分になつてゐる。一體乗務員一人にかかる経費は給料・被服代其の他を合して一年一人壹千圓の豫算であつて、定員二千八百五十人に對して、年額貳百八拾五萬圓を限度としてゐるのである。それが現在では三千百人居り、従つて経費も參百拾萬圓支出するといふ有様で、一方九條發電所の設備をも擴張せねばならぬといふ譯で、経費は中なかかる。もし線路も作れ、車臺も増せ、動力も十分にせよといふ事になるご、電車賃値上をせねばならぬ事情になるので、當局者は現状に於ての最善を盡してゐるのであるから、此の點に付ては十分諸君の御了解を願つておきたいと思ふ。(完)

#### 四 大阪市電現況の一端

要さなつて来る。即ち都市の擴張につれて、普通の電車では如何に前述の諸條件が完備してゐた所で間に合はなくなるし、乗合自動車を併用しても、運轉度數、其の距離、其の時間等の關係から遠い郊外からの便宜はない。何故なれば、都市の區域は、人が交通機關を利用して其の各の一端から其の中心に達するに約一時間以内で済むだけの距離に限定されなければならぬ。従つて都市の區域が擴張するこなると、勢ひ交通機關の速力を高めて其の距離を時間的に短縮するより外はない。それは電車の能くする所でないので、高速度交通機關の力に依るの外はない。と言つても其らの機關が遠慮會釋もなく市中を疾走する事は勿論不可能の事であるから、高架式か地下式として、都市内の交通機關の妨げをせず、自由に遠い郊外から都市の各地邊に人を運び得るやうにせねばならぬ。東京では、東京驛を中心として萬世橋・品川を通じ、郊外を一周する山の手線が、大部分高架式の高速度交通機關であるが、大阪市を中心としては、すべきか淺部地下式にすべきか等十分に研究

佐竹理事の講演が終つた後、宮島専務理事は起つて同理事に對し、懇篤な挨拶を述べられたが、大阪市電鐵部長としての佐竹氏に對し、更に市民として日夕受けつゝある電車混雑の不快な點を擧げ、同時に當局者の苦心に對して感謝する所があつて、更に乗客心理の改善に付て平素の抱懐をも附け加へられた。主客聯衆共に和氣電鐵裡に、大阪市電の現状に付て意見を交換する事を得るのは愉快であつた。宮島専務理事の奇抜な電車觀は、その内御紹介する機會があらうと思ふ。

附記

起つて同理事に對し、船篤な挨拶を述べられたが、大阪市電鐵部長としての佐竹氏に對し、更に市民として日夕受けつたある電車混雜の不快な點を擧げ、同時に當局者の苦心に對して感謝する所があつて、更に乗客心理の改善に付て平素の抱懐を附加け加へられた。主客聴衆共に和氣藪靄裡に、大阪市電の現狀に付て意見を交換する事を得るのは愉快であつた。宮島專務理事の奇抜な電車觀は、その御紹介する機會があらうと思ふ。



## 帽章圖案審查會

樋口講師 金生講師  
堀學生監木下幹事

過般懸賞募集をした本學學生帽章圖案審查會は、去月十二日午前十一時から福島舊學舍に於て開催せられ、左記委員出席の上慎重審議する所があつた。

## 出席委員

宮島專務理事	小泉幹事
野村幹事	木下幹事
堀次郎	
堀西甲種商業學校嘱託教諭	

## 第三回「學の實化」講演會

第三回「學の實化」講演會として去月十三日午前十時から千里山新學舍に於て本學評議員法學博士下村宏氏の約二時間に亘る特別講座があつた。講演の内容は大體別項摘要の通りであるが、尙ほ同氏は明年三月に至るまで毎金曜日午前十時から正午まで時事問題に関する連續講演をせられる筈である。

## 第三回大學豫科教授會

去月十三日午後四時から第三回大學豫科教授會を千里山新學舍に於て開催したが、左記諸氏出席の下に次の二項目につき夫夫討議決定した。

イ、學科進度表調製に關する主査委員報告の件

ロ、大學豫科及び各學部學生委員候補者選定に關する件

出席者  
宮島專務理事 小泉教授  
中村教授 中島教授  
服部教授 上田教授

## 第四回「學の實化」講演會

第四回「學の實化」講演會は、去月二十日午前十時から約二時間に亘り、本學理事法學博士佐竹三吾氏を煩し千里山新學舍に於て開催せられたが、演題は「都市の交通政策に就て」、講演概要は大體別項の通りである。

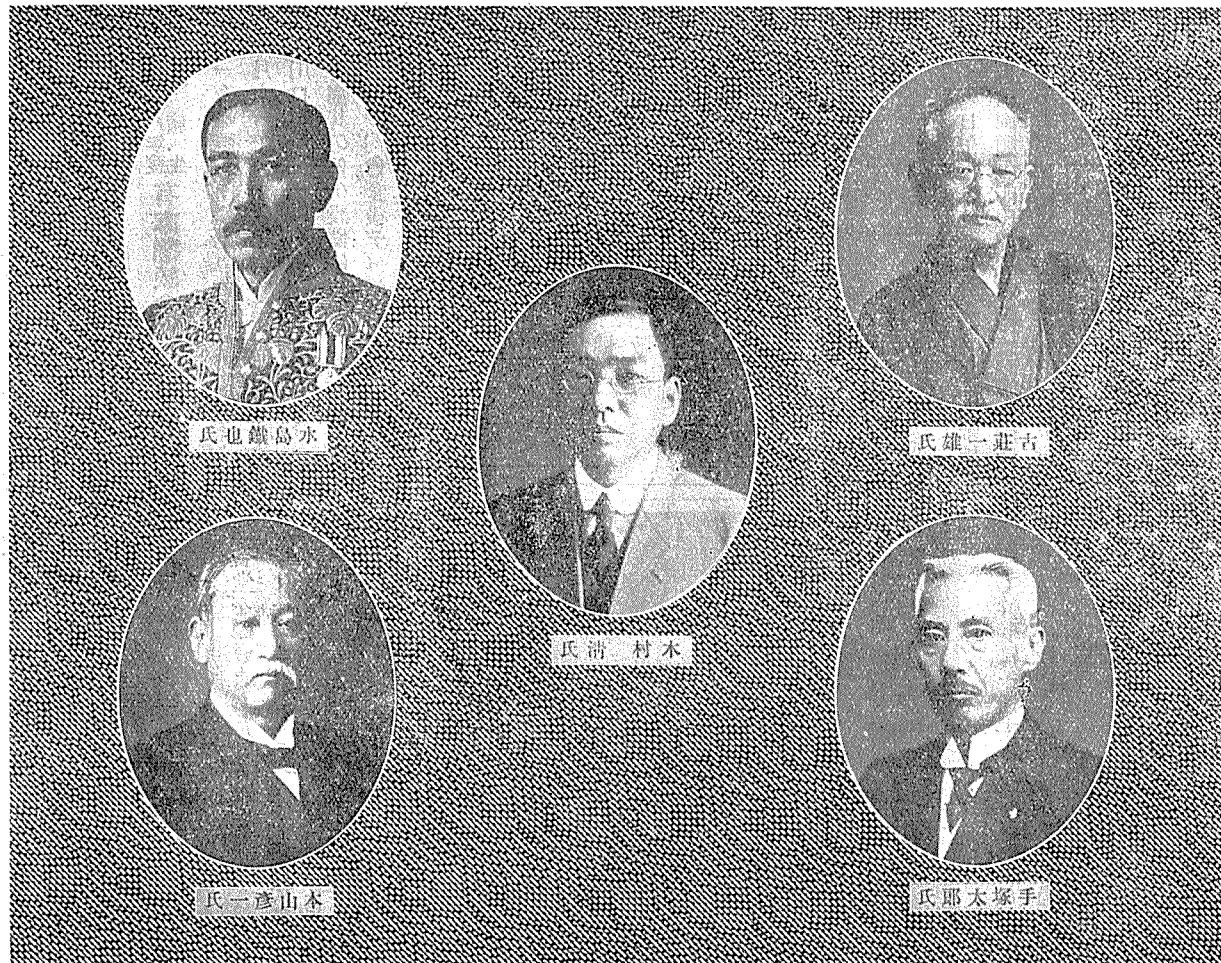
## 本學顧問織田萬博士歸朝

去る一月以來常設國際司法裁判所正判事として、オランダのヘーネに滯在中であつた本學顧問、法學博士織田萬氏は、本學代表者木下幹事等の出迎を受けて、去月十九日神戸入港の三島丸で歸朝せられた。

尙ほ本學では、同氏今回の歸朝を機會として、第五回「學の實化」講演會及び同氏歓迎會を左の如く開催した。

講演會 即ち本月二日午後二時から千里山新學舍に於て、「常設國際司法裁判所に就て」— Cour Permanente de Justice Internationale, Permanent Court of International Justice. 一なる題下に約三時間に亘る同氏の講演があつたが、本學學生及び教授講師は勿論、山岡總理事、神崎、宮島兩專務理事其の他本學關係者の外に、法曹界の有志等一般來聽者も多數あつて、非常に盛會であつた。講演の内容は次號に詳報する。

歓迎會 尚ほ同日午後六時から、市内今橋ホテルに於て同氏の歓迎會を兼ね、本學評議



員・協議員招待會を開催したが、席上山岡總理事の挨拶があり、之に對して、織田顧問は深く謝意を表すると共に、本學が、少くとも大阪の文化を代表するに足るだけの大學生ならんことを、舊い縁故者の一人として切望して已まない旨を述べられた。

因に當會出席の諸氏は左の如くである。

主賓顧問 織田萬博士

(以下イロハ順)

板野 友造氏	板垣 不二男氏
堀啓次郎氏	西村長太郎氏
柿崎 勤務理事	渡邊菊之助氏
吉崎 龜之助氏	川崎齊一郎氏
垂水 理事	内藤正剛氏
黒田 庄次郎氏	西岡治氏
山口 監事	田中義治氏
松下 敏夫氏	西岡治氏
佐竹 理事	西岡治氏
喜多村桂一郎氏	西岡治氏
木下幹事	西岡治氏
執行軌正氏	西岡治氏
平瀬川忠一郎氏	西岡治氏
田謙衛氏	西岡治氏

### 水谷教授の出發

既報歐米各國大學制度視察の爲めに去る十月十四日渡米の途に就く筈であつた本學教授水谷揆一氏は、都合に依り同月三十日横濱解纏のコレア丸便乗の事に變更、二十七日午後七時五十三分梅田發の列車で出發せられた。當夜は山岡總理事初め本學關係者、二水會會員、其の他多數有志の見送があつた上に、見送の本學學生團が、一齊に學歌を高唱し、同氏の行をして壯ならしめる所があつた。

### 講師招聘

外遊中の水谷教授後任として、左の如く講師を招聘した。

英語 川北磯助氏

本學留學生森下政一氏は渡米以來コロムビア大學に於て研究を續けて居たが、今回都合に依り同國ウイスコンシン大學に轉學の旨通信があつた。

因に最近同氏より宮島專務理事宛に寄せられた私信の一部を左に摘載する。

(前略) 今回ウイスコンシン大學へ轉學を決心し去る二十日の始業日に先んじてマテソンへ到着致候  
目下アメリカの大學生中經濟科の白眉としてはハーヴァード、シカゴ、コロムビア及ウイスコンシンに属せるべからずと存じ候(中略)特にウイスコンシンを選びしは、都會を過ぎて雄大なる湖水を控へ、其の自然美を誇るマテソンの靜寂を慕ひしが爲めに外ならず候餘りに老いたるイリー教授は之を除くも尙口ノモンス、スコット、ロス等知名の學究を有するウイスコンシンの生活も收穫必ずし空しからざるべく精々相努め可申候(中略)尙來年度に於ける夏季講座にも研究を續け、再びコロムビアを訪れて聽き残じたる有數の學者に接しアメリカ生活の最後を樂しまんものと存居候(下略)

### 在外本學關係者現住所

Prof. K. Mizutani,  
c/o Yokohama Specie Bank,  
Equitable Building,  
New York City,  
U. S. A.

Mr. T. Yano,  
c/o Y. M. C. A.  
1409, Sutter Street,  
San Francisco, Cal.,  
U. S. A.  
Mr. M. Morishita,  
City Y. M. C. A.,  
Madison, Wis.,  
U. S. A.

Mr. Y. Nakai,  
chez Mr. Chappuis-Provost,  
15, Rue Charles Gallod,  
Gevre, Suisse.  
aus soins de l'Ambassade du Japon  
à Berlin.

### 森下留学生の轉學

## 校友會報

## 大正八年度有志懇談會

秋の一夜を燈の下に語り合ふ爲めに大正十一年十月十日午後六時半から第八回の懇談會を開きました。會場其の他の設備は極く貧弱なものであります。會食後ティザートコースに入りて須磨君の軍縮數へ歌、伊藤君の南洋視察談、山本君の上海女學生論、田中君の俗諺等各自得意ごする所をやり、午後十時頃散會致しました。當日の出席者は左の通りであります。

源 友 雄 阿 澄 一 次

山 本 鶴 三 不 動 健 二

龜 川 四 郎 田 中 敬 治

津 田 敏 郎 金 田 茂 就

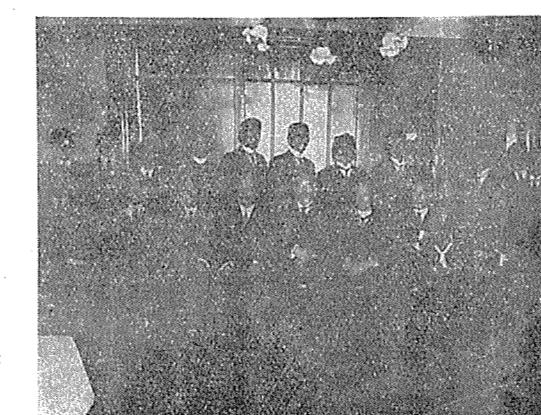
伊 藤 住 太 郎 須 磨 一 枝

池 煙 勝 太 郎 名 越 虎 次 郎

松 野 舜 次 郎 笹 島 秀 (幹事)

(熊野幹事報)

## 校友會東京支部總會



校友會東京支部總會

氏が出席して呉れられたので、午後六時頃休憩室で一同同社のレンズに寫り、それから直ぐに食堂を開きました。  
デザートコースに入るや幹事後藤武夫氏の挨拶あり、次で山岡總理事、新辯護士水本信夫氏の答辭があつて後山内司法次官の談話あり、次で東京支部の擴張を計ること、其の方

が出席して呉れられたので、午後六時頃休憩室で一同同社のレンズに寫り、それから直ぐに食堂を開きました。  
デザートコースに入るや幹事後藤武夫氏の挨拶あり、次で山岡總理事、新辯護士水本信夫氏の答辭があつて後山内司法次官の談話あり、次で東京支部の擴張を計ること、其の方

號に報道して置いた通りであるが、特に本學を出づるや否や直ちに同試験を通過した諸氏、更に在學中既に此の難關を突破した秀才且つ努力家のあつた事は誠に慶祝すべき事、否な寧ろ本學の大いに誇るに足るべき事實であると思ふ。即ち茲にその一人である野村滋藏君を紹介する所以であるが、苦し之に依つて同じ目的の爲めに努力しつつある學生諸君に、何程かの参考資料を供するこそが出来るならば、喜ばしい限りであり、恐らく同君自身の本意させられる所でもあらうと信ずる。本學を出て各方面にそれぞれ驥足を延ばしてをられる人達は隨分枚舉に遼ない程あるが、一人として苦學奮闘の人ならざるはなく、一人として立志傳中の人ならざるはないと言ふも恐らく過言ではあるまい。而して我が野村滋藏君其の人も、年少既に此の榮冠を得る爲めに、到底尋常者流の追蹤を許さぬ努力が拂はれてゐる云ふ事は、君が今日まで歩み來つた経路が何より明らかに之を示してゐる。即ち君が正式に學校教育を受けたのは、郷里に於ける高等小學校が最後であつて、其の後殆ど獨學で中學校の課程を修め、大正八年には非常の難關を稱せられてゐる專門學校入學検定試験に及第し、更に昨大正十年には、高等學校終了を以て其の程度をそろ高等豫備試験を通過し、今又國家最高の試験たる國家試験に登第し、尙ほ之を以て能事終れりとせず益研學の歩を進めつつある。吾人は今君を誌上に紹介するに當つて、一層自重奮勉せられんことを切望して已まぬものである。

## 國家試験に就て

法 三 野 村 滋 藏

私が今度僕伴にも辯護士試験に合格致しましたに付て學報局の方から受験感想、勉強方法等を寄稿せよとの御勧めで御座いますので甚だ潜越乍ら左に右各項に關し卑見を申述べます。若し幸ひ幾分なりとも受験者諸氏の御参考になりますれば私の望外の光榮とする所であります。

## 受験感想

試験は別に難しいとは思へませんでした。苟も普通の頭を持つて居られる方ならば三年間も眞面目にやられるならば假令初步からおやりになつたとしても十分合格するだけの力がつくと思ひます。現に私は辯護士事務員として實際の手續は丸呑みして居りましたものの、眞に法律の勉強を始めましたのは大正九年の九月

からで、其の後大正十年の前半は高等豫備試験の準備の爲め中止して居りました

から、實際法律をやつたのは一年半程度であるのでも分ります。

世間では國家試験を難しいものとしてしまつて、自分が受けた事もないのに、いや判檢事試験が難しいの、いや辯護士試験には受験者の一割足らずしか取らなかつたのを言ひふらしますので、其の觀念が一般に擴がつて了つて大抵の人は(受けければ受けられると思はれる人まで)受けもしないで怖じ氣ついてをられる様

です。私がやつた様に(少しあは自惚が強い)言はれるかも知れませぬが)何自分はきつこやれると思つておやりになれば必ず成功せられるに違ひないので、受けないで難しい難しいと言つて居た日には何時迄經つても同じ事です。

又世間往往國家試験の合格率の少いのを

## 受験感想

牧野充安  
神田民作

木偶會秋季總會

物野澤卓充規安  
松北野塵馬義桂一衛  
岡本水本郷信夫九郎  
福本井馬桂一郎  
岡本四郎

(岡本幹事報)

三九會秋季懇親會

明治三十九年度本學卒業の諸氏に依つて組織せられてゐる三九會は、去る十月二十八日午後六時から市内北區堂島あさひに於て秋季懇親會を開催したが左記二十二氏の出席あり頗る盛會であつた由である。

橋本小三郎　別役金之助  
遠部逸太郎　田中秀太郎  
谷田謙十郎　竹内虎治郎  
堤新吉　中村虎次郎  
野村吉藏　久保鷹山  
篠下吟次郎　眞珠清彦  
鮎子多正雄　吉田吉五郎  
兒玉善吉　行森啓三郎  
三雲住三郎　水野醇三  
平岡啓道　森内梅吉

本學校友會福岡支部では、同會秋季大會を十月二十八日午後七時から門司市菊之家に於て開催、福岡在住者は云ふまでもなく、小倉、下關等からも多數校友の來會あり、席上池田同會幹事は諸般の報告をなし、次で今後同支部會を福岡、門司、小倉等に於て交互に開催

校友會福岡支部秋季大會

(二)島同會幹事報

去る定時總會に於て秋季旅行の決行を決した鴻鳴會は去月二十二日叡山から坂本大津方面に終日の遊覧を試みた。

鴻鳴會秋季清游

(二)島同會幹事報

す其の勉強の何處かに不眞面目若くは不用意な點があるに外ならぬのであるこ私は信じて疑はないのであります。



(一) (本) 読みました書物は前に申しました講義録の外に、左の如きものを読みました。

(二) 試験前五十日だけ専門に勉強して各科目全體に涉り頭を整理致しました。

嘉	鳩	鳩	穗	穗	山	山	山
松	林	岡	瀬	瀬	秀	一	耶氏
本	田	萬	信	信	夫氏	遠氏	氏
蒸		之	達	達			
治		賴	三	耶氏	耶氏	耶氏	耶氏
		省氏	耶氏	助氏	夫氏	三氏	三氏
商	刑	刑	民	擔保物權法論	民法	民法	民法
行	事	訴訟	法	債權總論各論	總論	總論	總論
爲	法	法	原	民事訴訟法原論	(下)		
法	總	理					
	論						

見て難しいと申される人がありますが、合格率の少いのは試験が難しいのではなく受験者に力のない者が多いためだうと思はれます。で受験者の数は幾らあつても真に競争圏内に入る人は極く少數な様ですから決して恐るに足りないです。受験感想としては先づこんなこより申上げられません。要するに國家試験は決して難事ではありません。既に國家が試験制度を設けて試験をする以上、又現に合格者がある點より見ましても決して國家試験は難事を強ひて居るとは思はないのであります。實際、國家試験とは如何に難しいものかと思つて居た私が、唯一回で合格出来ましたので(決して自慢ではありません)全く意外の感に打たれました位であります。

若し幾回もやつて尙ほ成功せられない方がありますこそすればその方が普通の頭の持主である以上必ず其の勉強の何處かに不眞面目若くは不注意な點があるに外ならぬのであると私は信じて疑はないのであります。

### 勉 強 方 法

勉強方法を致しまして別に申上げる程の勉強方法もありませんし又存じません。唯私は勉強は眞面目にやりました。本は眞面目に読みました。私の勉強方法は唯これだけであります。左に大體の様子を述べますれば

(イ) 大正九年九月から或る法律の講義錄をござり始め、初めて法律學勉強の門に入りました。そして毎日午後五六時頃

(口) 読書するときは重要な定義を書いて  
憶へたり、表に出来るものは表に作つ  
たりしました。書物に記入したり、サ  
イドラインをつけたりすることはやは  
り遣りました。さうしても唯默讀より  
手も一所に動かす方がよい様です。

(ハ) 書物は始めから終り迄丁寧に讀通し  
ました。抜讀又は略  
讀はやりませんでし  
た。順序立てて讀む  
こやはり好い様で  
す。

(ニ) 試験前五十日だけ  
専門に勉強して各科  
目全體に涉り頭を整  
理致しました。

(ホ) 読みました書物は前に申しました講  
義録の外に、左の如きものを読みまし  
た。



大野藤太郎 (二〇商) 東成郡神路村大字大今里市  
大野重威 (同經) 豊能郡豊中市口銀行行舎内  
若林時三郎 (四法) 企業株式會社工場

日向幸藏 (四二法) 北區東野田町九丁目網島警  
(以上第四號掲載の分)

## 入會御勸誘

渡邊孝 (六經) 東成郡鶴江町今福川北電氣  
和田作太郎 (八法) 五ヶ郡鶴江村字遠里小野九  
若野房次郎 (二〇經) 堺市戎ノ町西二丁一九  
鎌田林太郎 (三五法) 西成郡鶴江町南浦江大阪手  
金崎茂雄 (三六法) 東成郡今福警察署 (署長)  
影山彦三郎 (三法) 泉南郡濱寺町字下一〇〇五  
加納藤石衛門 (同) 東成郡天王寺村大字天王寺  
嘉納亮三 (四法) 同郡墨江村字長峠町四六  
掛谷常次郎 (五法) 中河内郡役所  
桂忠雄 (六法) 豊能郡中豐島村大字長興寺  
(本學秘書)

河田逸重 (八法) 東成郡生野村字林寺四  
龜川四郎 (八經) 西成郡豐崎町北長柄大阪毛  
金光萬錄 (推) 織株式會社  
金谷政太郎 (二〇經) 西成郡神津村 (村長)  
吉村種藏 (三〇法) 東成郡天王寺村五二八天下  
横見珙二 (三五法) 豊能郡箕面村櫻井 (辯護士)  
吉田親 (四五法) 三島郡茨木登記所 (所長)  
米谷卯三郎 (四法) 東成郡神路村  
米田周治 (同) 豊能郡東郷村地質區裁判所  
吉田善四郎 (七法) 三島郡三島村耳原五三二  
校友住所録追加 (以上第一號掲載の分)

氏で未だ本會に御入會になつて居られない方は左記會則  
御承知の上此の際奮つて御入會を願ひます

大正十一年十一月

## 關西大學校友會大阪支部會

### 關西大學校友會大阪支部會則

第一條 本會ハ大阪府下及ヒ其附近ニ居住スル關西大學校友會會員中ノ有  
志者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ關西大學ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ  
目的トス

第三條 本會ハ關西大學校友會大阪支部會ト稱ス

第四條 本會事務所ヲ大阪市北區上福島北二丁目關西大學内ニ置ク

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
支部長、副支部長各一名、幹事若干名

第六條 支部長ハ本會一切ノ事務ヲ總理ス

第七條 副支部長ハ支部長ヲ輔ケ支部長差支アルトキ之ヲ選  
任ス

幹事ハ諸般ノ事務ヲ掌ル

第八條 役員ノ任期ハ二ヶ年トス但再選ヲ妨クス

第九條 會員ハ會費トシテ毎月金八拾錢ヲ納付ス可シ

岡本武 (八法) 北區上福島中二丁目五〇〇  
(以上第二號掲載の分)

上村重雄 (二〇法) 北區福島警察署  
(以上第三號掲載の分)

近藤今藏 (四商) 東區南久太郎町一菱三商會  
坂上四郎 (三法) 北區天満橋筋一丁目

見義重成氏  
(大正十一年商科卒業)

校友改姓名  
大正十一年九月二十八日

右訃音に接し謹んで弔意を表す

# 學友會報

## 相撲部選手の力戦

大毎主催全國學生相撲大會に於て

日本學生運動界に於ける年中行事の一つとして有名な、大阪毎日新聞社主催全國學生相撲大會は、去る十月二十九日から三日間大阪の南郊大濱公園に於て開催せられた。

本學學友會相撲部からは、昨年同大會の個人優勝試合に覇權を握つた福井清吉君、一昨年の矢張り同大會に、中等部の優勝者として

驕名を走せた竹田繁七君を始め、馬場紀夫君、濱口光治郎君、秋山源藏君の五選手が、必勝の意氣を以て出場し、全學學生亦舉つて之を聲援し、對校、個人共に最後の月桂冠は、戰はずして本學のものである。既に何人にも信じられてゐたが、各選手共に力戦大いに努め、屢強敵を屠つたにも拘らず、天運未だ全然はず、僅かに一點の差で優勝の榮譽を他校に奪はれたのは誠に殘念であつた。左に選手諸君の奮闘振りを記して戰の跡を顧みよう。

### 第一回戦 本學對大阪高工

勝敗の數は、戦はずして既に決つてゐた。果然、副將馬場君が敵の副將志田君に惜しくも敗れたのみで、本學側四勝。

### 第二回戦 本學對同志社大學

先陣秋山君を初めとし、見る見る敵營を切り崩して本學側全勝。殊に本學副將馬場君は、豫てから斯界に強剛の名を得てゐる敵の副將猿丸君を、軽々と土俵の外に吊り出し

て、味方の爲めに萬丈の氣を吐いた。

### 第三回戦 本學對法政大學

「遠い所から遙遠出て来て」云々の應援團の叫びは、餘りにも皮肉に此の戦の後に響いた。即ち敵軍遂に一指をも我軍に染め得ず、氣の毒にも全勝の名を又もや本學側に與へて退き下る。

### 第四回戦 早稻田大學對本學

關東の雄早大、關西の剛本學との對戦は

當日の大毎紙上にも掲載された通り、眞に本大會中の呼物であつたが、本學側戰利あらず、先陣以下四將は、長恨を呑みながら相次いで

退き、今や主將福井君を残すのみとなつた。當の敵將淺岡君は、昨年の個人優勝試合に

最後まで踏み止り、遂に福井君の爲めに敗れ

た程の剛の者、殊に味方連勝の後を受けて意氣頓に揚り、此の一戦に會稽の恥辱を雪がん

こ、必勝を期しつゝ吾に迫る。之に對する我

が福井主將も亦た、總崩れになつた味方の聲

譽を挽回すべき大責任を擔うてゐるので、さ

なきだに三日間を通じての白眉として、期待

されてゐた此の立合は、數萬の觀衆をして文

字通り手に汗を握らせ、肅然として鳴りを鎮

めさせた。かくて龍攘虎搏、息もつかせぬ接

戦の末、又もや勝鬨は我が軍の側に起り、満場の拍手喝采裡に、軍扇は福井君の上に擧げられた。

第五回戦 本學對東京美術

前回の戦に於て、早大の爲め惜しき戦敗の

憾みは呑んだが、他は最早本學に取つて物の數ではなかつた。即ち第五回戦に於ても、連戦連勝遂に大將同士の取組となるや、敵將竹村君も、流石に本學福井主將の前に色を失ひ、勝は勿論我が軍の手中に在ることとは何人も疑ふ餘地がなかつた。

併し！ 嘘併し！

怪我負け、然うだ怪我負けだ！

當然勝つべき此の戦は、餘りにも卒氣なく

憾みは呑んだが、他は最早本學に取つて物の數ではなかつた。即ち第五回戦に於ても、連戦連勝遂に大將同士の取組となるや、敵將竹村君も、流石に本學福井主將の前に色を失ひ、勝は勿論我が軍の手中に在ることとは何人も疑ふ餘地がなかつた。

萬人の期待を裏切つた。而も此の一敗は本學軍に絶大の打撃を與へ、對校試合に於ても、個人試合に於ても、遂に優勝の圈外に出づる

後の大榮冠を他校に譲るに至つたのは、如何に勝敗は時の運と云は言へ、返す返すも遺憾至極云ふの外はない。

因に本學の得點數は十九點で、優勝校の二十點を距る事僅かに一點に過ぎなかつた。

# 學 生 縱 載

## 關西大學文學會會則

第一條 本會は關西大學文學會と名づける

第二條 本會は一般文藝を愛好し真摯に其の

研究に志す人々を會員として左記の事業を行ふ

第一、名著研究

二、創作相互批評

三、詩歌研究

四、脚本朗讀術研究

五、演劇實演

六、文藝に関する公開講演

七、文藝に関する舊蹟踏査

第三條 本會會員は本學學生に限る

第四條 本會の事務所は關西大學千里山學舍

内に置く

第五條 本會に左の役員を置く

會長 一名

副會長 一名

顧問 若干名

第六條 會長並に副會長は幹事會の決議により本學教授講師中から推薦し任期を二ヶ年とする、但し再選は妨げない

幹事は會員の互選によつて定め任期を一ヶ年とする、之も再選を妨げない

顧問は幹事會の推薦により本學に關係の深い内外の名士に嘱託し、別に任期を定めない

第七條 會長は本會を總理し副會長は會長を補けて其の代理代爲を探る

幹事は會長並に副會長を補佐して本會の目的達成の爲めに努力する

顧問は本會を援助し指導する

第八條 本會會員は印刷費通信費として毎月金拾錢を醵出し、別に特別會合の際の實費を負擔する義務がある

第九條 本會の幹事會は會長副會長幹事の外に本學理事の一人を加へて組織し、議決は其の過半數を以て決定する

第十條 會員中本會の目的を無視し其の利益

を阻害する者は其の理由の如何を問はず幹事會の決議を以て除名處分にする

附 則

第一條 本會成立後第一回の役員は準備委員に於て銓衡し本學理事會の裁決を仰ぐ事にする

音樂部の新陣容

本學學生有志によつて成る音樂部の出現は大正八年春の事であつたが、以來他の學生會合に出演する事數回、大阪學生聯合音樂大會に出演する事一回、山陽・四國・九州の各都市に演奏旅行を試みた事一回、其の真價は各方面に認められて來たが、本學昇格と同時に、千里山新學舎も竣工したので、之を機會として、宮島專務理事の斡旋により新たに關西大學音樂部を創設する事となり、其の綱要は既に本誌第三號に紹介したが、其の後役員は左の如く決定された。

部長村上教授、幹事山中剛(大)

一)、眞木新(大二)、中村良之助(舊豫一)。器樂部主任中村良之助、聲樂部主任中野時治(大一)。

尙ほ公開演奏會を催すに付ては特に左記諸先生の御後援を得る事となつた。

關西大學音樂會實行委員宮島專務理事、小泉教授、服部教授、田川祕書。

音樂部の奈良演奏

十月二十一日午後一時から、奈良市大和新

Programme.

PART 1.

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 1. Mandolin Orchestra.<br>La Sorella,                         | Borel-Clerc.               |
| 2. Guitter duet.<br>Slide waltz.                              | Sept. Winner.              |
| 3. Mandolin Quintett.<br>Under the duble eagle march.         | Wag-er.                    |
| 4. Violin Solo.<br>A. Berceuse Slave.<br>B. Elégie.           | F. Neruda.<br>J. Massenet. |
| 5. Mandolin Orchestra.<br>A. Loin du Bal.<br>B. Russin dance. | Gillet.<br>Billi.          |

PART 2.

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. Mandolin Orchestra.<br>Humoreske.      | A. Doorak   |
| 2. Violin Solo.<br>Minuet.                | Paderewski. |
| 3. Vocal Duet.<br>"Fun-a-ko"              | Williams.   |
| 4. Mandolin Quinttet.<br>Fra Diavolo.     | Huber.      |
| 5. Mandolin Solo.<br>Cavatina.            | J. Ruff.    |
| 6. Mandolin Orchestra.<br>College Melody. | Wier.       |

EXTRA 1. Vocal Solo.  
Cradle Song.

Brahms.

EXTRA 2. Piano Solo.  
Csikos post gallop.

—(END)—

育研究會があつたので、期待した團體入場者は得られなかつたが、それでも熱心な聽衆は開會前から會場に押しかけ、約二百五十名に達するの盛會であつた。第一部を終つて小憩の後、服部教授は一場の挨拶を述べられ、第二部

の後、氣軌道會社の井内庶務課長、特子師範學校、男子師範學校古川校長並に同校二年級劍道部生徒諸君、大阪電氣軌道會社の井内庶務課長、特別部員を擧げられた宮島專務理事夫人各位の御厚意を深く感謝すると共に、學生田中義一、野原修五郎、脇野徳三郎、平野尚、禮野茂次、岸源左衛門、名劍淺次、西明睦夫、平尾修三、竹割寅之助諸君が會場整理其の他に盡力せられた勞を多さず。

最後に當日の出演者は左の通りである。

マンドリン・オーケストラ  
(占部文人、坂東政一、眞木新、大川政雄、森田捨次郎、由谷廣良、鳥海正夫、福部章、中野勇次郎、中村良之助、島吉光)  
マンドリン・クインテット  
(阪東、眞木、鳥海、中村、島)  
マンドリン・ソロ(占部)  
ヴァイオリン・ソロ(阪東)  
ボーカル・デュエット(中野時治、長島隆成)

二部に入つてからは、部員の演奏振にも一層の熱度を加へ、聽衆も亦一曲毎に感動を深うして屬アンコールを爲し、薄暮の頃多大の印象を與へて無事閉會した。當日のプログラムは左掲の通りである。

ボーカル・ソロ(中野)  
ギター・デュエット(鳥海、福部)

## 京都府第二回地方遊說

京都府出身の本學在學生に依つて組織せられたる京都府同人會は、去る八月二日から六日間夏季休暇を利用して左の如く地方文化講演會を開催した。即ち八月二日午後六時から

京都府町波多能紀念館、四日福知山町福知山劇場、五日舞鶴町郡公會堂、六日宮津町郡公會堂、七日峯山町峯山尋常高等小學校講堂に於て、何れも同時刻より各自其の抱負、研究事項等を披瀝して、各所ごと多數の來聽者に少からざる感動を與へたが、來春休暇を利用し更に第三回遊說を試みる豫定である。

因に演題及び辯士は左の如くである。  
一、淨瑠璃と國民精神 大豫 牧山儀 平君  
二、眞の必要に目醒めよ 同 平野 清君  
三、現代を悲観せよ 同 春日 雄君  
四、プラトンの人生哲學 同 上木卯 吉君  
五、就て 拝 握 同 中島一郎君  
六、覺醒せよ青年 一、黄金の魔體にメス 谷田諒十郎君  
二、真文化を追及して 法商 丸田龜太郎君  
三、英語演説 會友 山添信吉君  
尙ほ右の外左記諸氏の特別講演もあつた。  
辯護士 谷田諒十郎君  
代議士 津原 武氏  
大阪府會議員 野口政次郎君  
同 井内源次郎君  
同 中西恒三君  
同 上木卯 吉君  
同 蘆田茂里君  
同 岡村順藏君  
同 夜の部 三宅道夫君(法) 納所 考君(經)  
同 近藤甚之助君(商) 吉村富太郎君  
同 藤本雅紀君(經) 吉村富太郎君  
同 木村猶太郎君(法) 尾崎秀次郎君  
同 赤木重雄君(法) 森永清昇君(經)  
同 三島律夫君(研) 石田新十郎君(商)  
同 桐野準平君(商) 松山志敏君(經)

## 岡山縣人會第三回文化講演會

本學學生中の岡山縣出身者が組織してゐる岡山縣人會主催の第三回文化講演會は去る七月十三日午後一時及び同六時からの二回に亘り市内天王寺公會堂に於て開催せられたが、當會の學生出演者は左の諸君である。



岡山縣人會文化講演會

寺田君(法) 赤木重雄君(法)  
吉村富太郎君(法) 島村富吉君(法)

## 新刊紹介

## 宗教經驗の哲學

佐藤繁彦譯

ジョサイア・ロイス教授の「宗教的洞察の源泉」を

譯して題名を改めたものである。同じくハーヴィード大學の教授であつた故ウヰリヤム・ジエームス教授のプラグマティズムに對し、常にアイディアリズムの立場から堂堂の論陣を張つてゐた故ロ

イス教授の言論は、深奥な宗教的感激を、それを表現する的確にして而も幽玄な筆致を以て世界學界の權威であつたが、佐藤氏の平明暢達の譯筆によつて遺憾なく其名著が我學界に紹介された事は慶賀に堪へない。宗教哲學としての一のセオリ

ーを樹立する者に避け難い事情として、ロイス教授も基督教の傳承的信條に對する反逆ではあつたが宗教と科學とを調和せしめようとする努力の一面向に、純乎として宗教を形而上學的對象の哲學とした點に於て、ジエームス教授の明確な對象を有してゐる。裝幀の潇洒、印刷の善美は又本書の内容に適はしい。(定價貳圓五拾錢、東京牛込叢文閣發行)

## 新社會への藝術

西村陽吉著

一切の惡の根源は近代資本主義の發達に在りと絶叫する著者が、民衆藝術の爲に能く其の使命と眞價を宣揚した論文集である。特權階級的心理と特殊傳統的藝術とに對する革命的熱情と、新藝術建設への創造的信念とに燃いた言言句句は、讀者を共鳴せしめずんば已まない力を持つ。第一章では社會藝術の眞諦を明かにし、第二章では民衆藝術としての短歌に關し内容形式兩面から革命を唱へ、第三章では石川啄木を論じて其の眞面目を唱

へ、第四章では著者の小感想を集めてゐる。白柳秀湖、大杉榮、堺利彦三氏の跋文があるが、あらすものがなく、藝術愛好者の熱讀を薦める。(定價貳圓五拾錢、東京日本橋東雲堂發行)

## 校註枕草子

金子元臣著

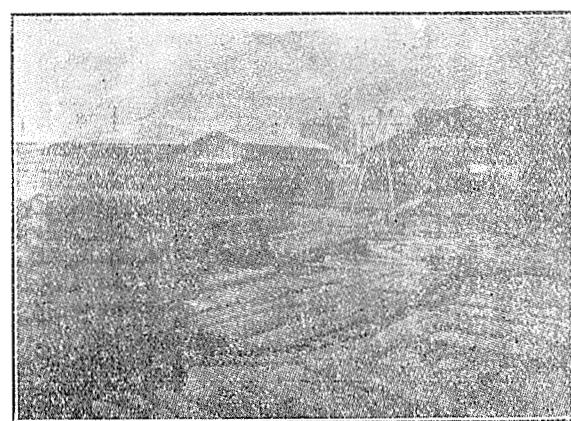
清少納言の枕草紙に懇切な註解を施したものである。名著名註、研究者的好伴侶である。(定價壹圓五拾錢、東京神田區明治書院發行)

## 現代の獨逸戯曲

第二卷

文學博士山岸光宣著

著者の博士論文と稱せられる大著の一部である。本篇には自然主義以後の新浪漫主義及び新古典主



(石千二萬一)材木用築建舍學新學本

## Imperial Ordinance for The Founding of Universities

*Imperial Ordinance No. 358 (December 5, 1918).*

Art. I.— Universities shall have for their objects the teaching of such arts and sciences theoretical and practical, as are essential to the purposes of the State, and the prosecution of original research in such arts and sciences, together with the cultivating of character, and the fostering of national ideas.

Art. II.— Each University shall consist, as a rule, of a certain number of Faculties. A University may, however, consist of only one Faculty, if circumstances so require.

The said Faculties shall be those of Law, Medicine, Engineering, Letters, Science, Agriculture, Economics and Commerce.

A University may also consist of any number of the above-mentioned Faculties, provided its equipments are substantially on a proper scale for the purpose.

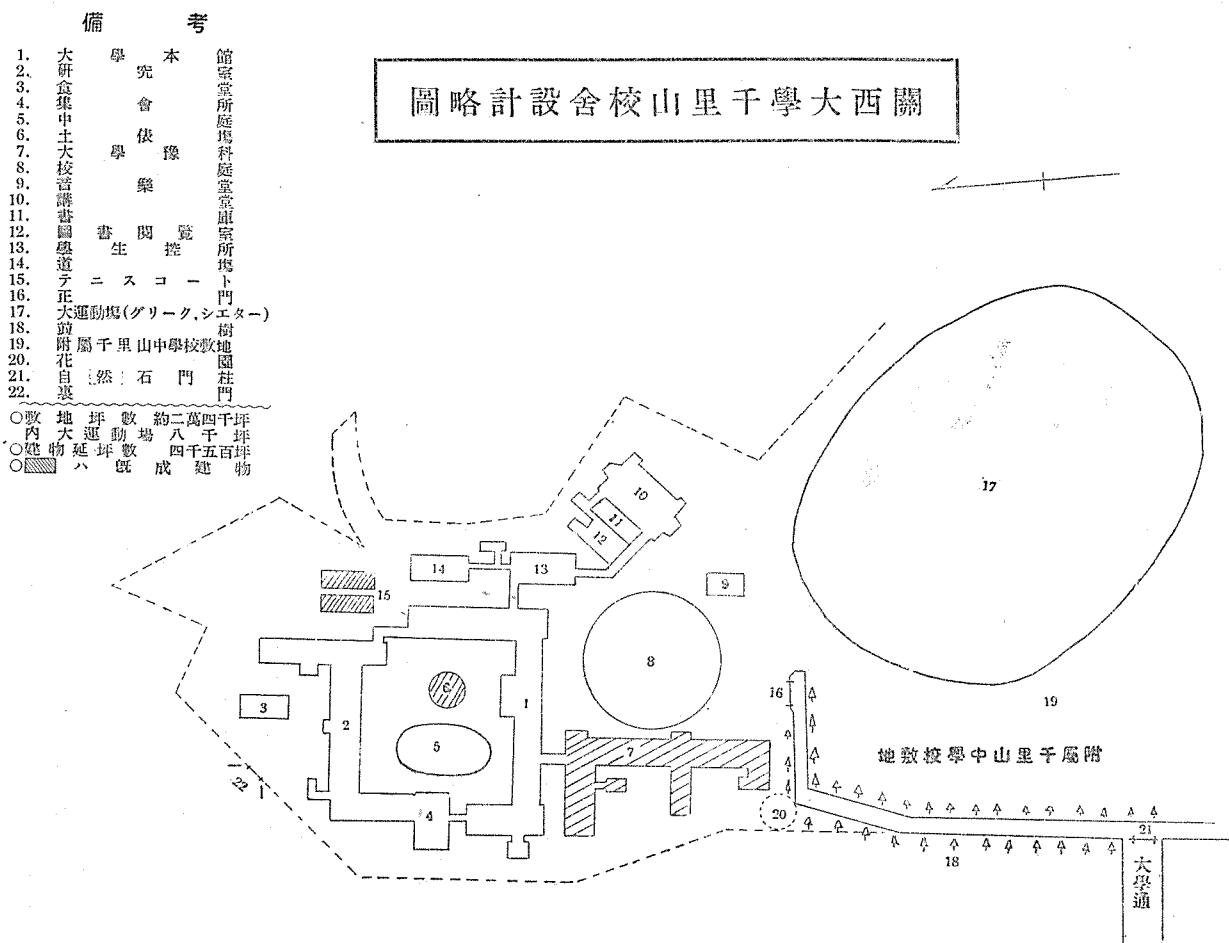
Art. III.— A Post-Graduate Course shall be established in each Faculty. A University Hall (a Daigakun) may be established in a University consisting of a certain number of Faculties, by uniting the post-graduate courses so as to keep them in a harmonious connection.

Art. IV.— Public or Private Universities may be established in accordance with the provisions of this Imperial Ordinance, in addition to the Imperial and other Government Universities.

Art. V.— Permission to establish a Public "University" shall be given only to Hokkaido, Fu, Ken (Prefectures) in cases of special need.

Art. VI.— A Private University shall be a foundational juridical person, excepting the case where a University is established under special necessities as one of the enterprises of a foundational juridical person whose sole aim is the establishment of schools.

Art. VII.— The foundational juridical person referred to in the preceding Article shall be provided with such equipments as are required for the University, or such an amount of capital as is necessary therefor, in addition to a fund sufficient at least to produce revenues large enough to maintain the University. The said fund shall consist of cash, national bonds, or any other negotiable bonds recognized by the Minister of Education, and all these shall be deposited.



Art. VIII.—The approval of the Minister of Education shall be necessary for the establishment or abolition of a Public or Private University. This shall also be the case with the establishment or abolition of a Faculty. Before giving his approval the Minister shall admit the matter to the Throne for Imperial Sanction.

Art. IX.—Candidates applying to any of the Faculties of a University for admission shall be such as have completed the preparatory course of that University, or those who have finished the advanced course of the High Schools, or those who have been recognized by the Minister of Education as being attained a proficiency equal to or higher than that of those who have completed the advanced course of the High Schools.

The regulations relating to the order of admission for applicants shall be fixed by the Minister of Education.

Art. X.—A student, who, having attended any of the Faculties for not less than three years, has passed the prescribed examination, may assume the title of Gakushi. The said period of attendance preceding clause shall not be less than four years for Medical students.

Art. XI.—Students admissible to the post-graduate course shall be those who have attended, for not less than three years, any of the Faculties excepting that of medicine for which at least four years shall be required, or those who have the proper degree of scholarship recognized by the Faculties concerned.

Art. XII.—A University may establish its own preparatory course, if so desired. In the preparatory course of a University, the higher liberal education shall be given according to the standard of the advanced course of the High Schools.

Art. XIII.—The preparatory course of a University shall extend over three years or one year less. Students to be admitted to this three-year course shall be those who have completed the fourth year grade of middle schools, or those who have been recognized by the provisions established by the Minister of Education as possessing proficiency equal or superior to that of the students above specified. Students to be admitted to the two-year preparatory course shall be those who have graduated from a middle school, or those who have been recognized by the provisions established by the Minister of Education, as possessing proficiency equal or superior to that of middle school graduates.

Art. XIV.—The regulations relating to the advanced course of the High Schools shall apply to the preparatory course of a University, in point of equipment, organization, officers, and text-books.

Art. XV.—The number of students for the preparatory course of a University shall be so limited that in each academic year, the number of those who are to complete that course shall not exceed the whole number admissible to the University.

Art. XVI.—The regulations adopted by a University and its Faculties shall be framed by the University itself in conformity to the law, and with the sanction of the Minister of Education.

Art. XVII.—A Public or Private University shall have an adequate number of teachers appointed solely to itself.

Art. XVIII.—For the appointment of teachers in a Private University it shall be necessary to obtain the sanction of the Minister of Education. This article shall also apply to the appointment of teachers in a Public University who are not accorded the treatment of government officials.

Art. XIX.—Public and Private Universities shall be under the supervision of the Minister of Education.

Art. XX.—The Minister of Education shall be entitled to require Public or Private Universities to present necessary reports, or he may inspect them, or give such orders as he may deem necessary for his supervision.

Art. XXI.—Any school that does not conform to this Imperial Ordinance shall not assume the name of Daigaku (University), or attach thereto any letters or characters indicating that it is a Daigaku, except in cases in which the act is justified by special provisions in other rules sanctioned by the Throne.

#### SUPPLEMENTARY RULES

This Ordinance shall come into force on the 1st of April, 1919.

Article 21 of this Ordinance shall pro tempore not apply to a school which assumes the name of Daigaku, or has attached to its name any letters or characters suggesting that it is a University at time of the enforcement of the present Ordinance.

\* The Ordinance, in conformity to which the present Kansai University was founded, and by which it is governed on and after June 5, 1922.

## HISTORICAL SKETCH of KANSAI UNIVERSITY

Kansai University (formerly Kansai Law School) was founded in 1886. Feeling the need of having a law school in Osaka, where none then existed, while in Tokyo there were already several such, M. Inouye, horitsugakushi,\* then a counsellor in the Osaka Court of Appeal, H. Ogura, horitsugakushi, then a public procurator, T. Tetsuka, horitsugakushi, then also a public procurator, C. Mizukami, horitsugakushi, then a judge, M. Tsurti<sup>\*\*</sup> and K. Shikata both horitsugakushi and then judges, in cooperation with C. Shibukawa, a French jurist, directly and indirectly backed up by K. Kojima, then the President of the Osaka Court of Appeal, and M. Doi, a business magnate, founded in December 1886 Kansai Law School at Edobori, Nishiku, Osaka, and themselves taught the students the French law in the main.

In 1887, the School was removed to Awajimachi and again in 1888 to the precinct of Koshoji-Temple, Kawachi-Machi, Kitaku, Osaka.

C. Mizukami was appointed acting director of the School in 1889, and the following year, T. Arita succeeded him.

In 1893, the graduates of the School were qualified by the Minister of Justice to be candidates for competitive examination for judgeship and public procuratorship. In the same year, several Imperial laws were promulgated, and it was decided that the instruction in the Japanese codes should be made so far as possible in comparison with those of the foreign countries.

The Committee on School Affairs was organized in 1895 in order to improve methods of instruction. In September of the same year, a special course was established and the students of the course were taught Japanese and Chinese classics, composition, mathematics, and especially foreign languages.

In 1896, Y. Ichinose, horitsugakushi, was appointed director, with the result that the reputation of the School greatly augmented.

In consequence of the amendment of the regulations relating to the appointment examinations of the army and navy jurisconsults in 1897, the graduates of the School were declared qualified to take the examination.

A post graduate course was established in 1898, with a view to facilitating the deeper study of law. In September of the same year, T. Ichinose having resigned, K. Kabuto, horitsugakushi, then the President of the Osaka Court of Appeal, succeeded him.

In 1900, an elective course was created in the School to assist students wishing to quickly complete his studies. In July of the same year, according to the provisions of the Imperial Civil Law the School was incorporated by the counsellors, professors, instructors, and alumni, as a Corporate Juridical Person (Shadan-Hojin).

The articles of incorporation having been amended in 1901, the School was called the Kansai Private Law School. In October, the alumni of the School decided to erect a new school building with their own donations and also raising subscriptions from the well-wishers at large, and in April, 1902, the construction of the building, designed by I. Kawai, kogakushi, and under the supervision of R. Hashimoto, commenced at Kitadori, Edobori, Nishiku, Osaka. In May of the same year, the Minister of Education bestowed upon the second class students of the School the privilege to be exempted from conscription service during the school year, and from September the number of hours of instruction was increased to five hours per day.

The construction of the new building having been completed in November, 1902, the School removed into it in December.

At the same time the Minister of Education granted the School the privilege to be governed from 1904 under the regulations for Special Schools.

Amendments having been made to the regulations of the School, a course of economics was created.

In 1905, the organization of the School was altered under the permission of the Minister of Education, and from January, it was called Kansai University containing a University course, a preparatory course therefor and a special course, and the university and special courses were each divided into the departments of law, and of economics. Henceforth, the University was privileged to confer upon the graduates of the university course the degree of Kansaidaigaku hogakushi, and upon the graduates of the special

course, that of shuhogakushi. In April of the same year, a university preparatory course was opened and in July, a special course in foreign languages was added.

K. Kabuto, the president, having resigned, Y. Kawamura, horitsugakushi, was recommended to take his place.

As the University site was needed by the Osaka Municipal Tramway, and as the University was also in necessity of a larger school site and campus, the construction of the new school building was commenced in June, 1906, at Kamifukushima, Kitaku, Osaka. In July, Y. Kawamura was succeeded as president by K. Furusho, then the president of the Osaka Court of Appeal. While the buildings were under construction, instruction was continued in a building in Tennoji Park. In September, the University regulations were amended, and a commercial course was added, the instruction therein being immediately commenced. The construction of the new University buildings were completed in December, and the removal was made thereto at once.

By the Ordinance of the Chosen Government-general in January, 1911, any Chosenese graduate of the University was entitled to be nominated as a public procurator and judge in Chosen without examination. And in April of the same year, a preparatory course of the higher commercial course was created and the former commercial course was henceforward decided to be called the higher commercial course.

In January, 1912, to accommodate the ever increasing university courses and number of students, the construction of more rooms was commenced from the design of I. Kawai, and, under the supervision of R. Hashimoto, and in April of the same year, the erection of five class rooms and one judo and fencing training room was completed, and they were used from September.

Recognizing the urgent necessity of a business training school in Osaka, the University applied to the government for permission of establishment within the University premises, of a commercial school of middle school grade, and the application was granted on August 23 by the Ordinance No. 9 of the Department of Education.

From April, 1913, Commercial School was opened. K. Furusho having resigned in July of the same year, J. Saito, hogakuhakushi was

appointed to succeed him.

In April 1917, the preparatory courses of the special school departments were created, the instructions were immediately set up.

J. Saito having resigned the presidentship in December of the same year, Y. Oda, hogakuhakushi, was recommended to presidency.

In February, 1918, the School regulations having been amended, the entrance period was fixed at April each year, and the time of study of the preparatory courses for the university and of the special school department were extended to two years and three years respectively. Concerning the entrance to the economic course of the University, graduates of the Koshu commercial schools were qualified in March, 1918, as sufficiently endowed with knowledge as middle school graduates.

In February, 1920, as a first step of carrying out the extension scheme the University bought a site for the buildings and campus at Senriyama in the suburbs of Osaka. The ground is of marked natural beauty and covers more than 25,000 tsubo in area, providing for the probable increase of the University in a far-sighted way. The service of the North Osaka Suburban Tram Car has been extended just to the front gate of the University.

In March, 1920, the Corporate Juridical Person (Shadan-Hojin) which had maintained the University, was transformed to a Foundational Juridical Person (Zaidan-Hojin), and according to the Agreement of the new Foundation five Administrators and three Auditors were elected.

In February, 1921, an application was filed with the Department of Education requesting the permission to establish a university under the government regulations governing public and private universities.

In September, 1921, an Association aiming at supporting the Kansai University Enlargement Scheme was organized through the good offices of J. Yamaoka, then president of Osaka Chamber of Commerce.

In April, 1922, Y. Oda, having been elected the judge of the Permanent Court of International Justice in The Hague, resigned his presidency, and in May the Agreement of the Foundational Juridical Person having been amended, J. Yamaoka, President of the Association

\* Graduate from the Law School attached to the Department of Justice, which existed in the beginning of Meiji era.

三推三四同同同同同同同同一二同同同同一〇同同同九推八七同六推同三  
法法法商法商法商商法法法商法法商

故 故

濱田信太郎殿  
橋本麗藏殿  
服部覺助殿  
羽間平三郎殿  
馬場弘道殿  
春井定之助殿  
畠中信次殿  
畠花勇吉殿  
花井壽造殿  
畠濱田効三郎殿  
畠春木朝次殿  
畠橋口枕龍殿  
畠中梅次郎殿  
畠芳賀定一殿  
畠橋本俊正殿  
畠早川彌五郎殿  
畠馬場次郎殿  
畠長谷川房造殿  
畠長谷丈太殿  
畠長谷九一殿  
畠原仙憲殿  
畠橋岡熊四郎殿  
畠西村幸吉殿  
畠西田正俊殿  
畠西川善助殿

本學擴張基金寄附申込者芳名

(校友の部)

イロハ順

五四同同三同二推四五同四〇三九三六三三三〇二五二一〇五同同二一〇九八七五三二三四四  
商法 法

富田金三郎殿  
富永竹夫殿  
田清三殿  
岐陽三殿  
友田清三殿  
都馬一小殿  
東方孝雄殿  
土井孔融殿  
東條武夫殿  
富山久安殿  
戸田弘平殿  
中條重次殿  
近常秀一殿  
林昌煥殿  
岡本保誠殿  
小串榮藏殿  
小笠原誦唉殿  
遠部逸太郎殿  
小倉菊太郎殿  
大野昌太郎殿  
岡安治殿  
岡重治殿  
岡正隆殿  
岡征次殿  
岡合次殿  
岡落合次殿  
岡本榮吉殿  
岡大野喜覺殿  
岡尾島登龜雄殿  
大谷地元藏殿  
大村喜覺殿  
大谷安兵衛殿

同 同 同 同 同 一〇 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 九 同 同 八 七 同 同 同 六 五 同 同  
法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商 法 商

本誌維持費受領報告

10

千里山學報

編輯餘錄

▼本誌維持費として校友諸氏から續々多額の御出  
捐ご預りまして誠に有難う存じます。幾重にも御

▼尙は校友諸氏にお断りごと同時にお願ひ申したい事があります。それは各號發行毎にそれぞれ洩れなくお送りするやうに注意はしてゐるのですが、何分多數の事ですから、どうかするご封皮の脱落だとか住所移動などの爲めに不着になる向もままある事に思はれます。でさう云ふ時には御面倒ですが御遠慮なく催促して頂きたいのであります。

▼近頃各地で種々の名稱の下に校友關係のいろんな會合が催されてゐるのは誠に結構な事と存じます。それに就てお手數ですが、會合の御模様など一寫真を添へて頂ければ更に結構ーを御報道下さい。事と特にお願ひ申上げます。

▼今一つお願ひ序に校友諸氏の御感想などの御寄稿又御寫眞の御惠贈を願ふ事が出来るならば、そしてそれを誌上に載せさせて頂けるならば誠に喜ばしい事と存じます。

○本號に本學の英文キヤタロクを載せたのは、本誌も廣言ではありませんが、漸く世界的となつて来て、歐米の各大學へも送つてゐるので、是によつたからであります。尙ほ暫く連載して転ては單行本に仕上げる豫定です。

大正十一年十一月十二日印刷  
大正十一年十一月十五日發行

大坂市北區上福島北二丁目  
關西大學學報局

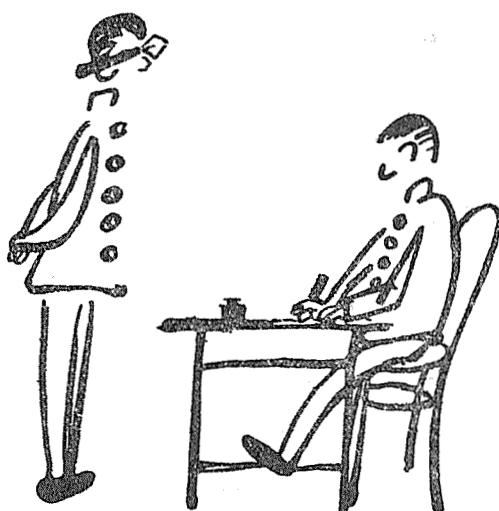
印 刷 者 飯 田 彌  
大阪市西區土佐堀通四丁目

大阪市西區土佐堀通四丁目  
株式會社 三 有 印 刷 所

發行所 關西大學學

諸友のホケツトニ

ありて最も便利と  
最も愉快とも分福す



力一ノ

キングインキ  
萬年石墨  
萬年黑板  
カーター萬年筆株式會社  
大阪市東区高津一丁目二十六

# 百貨とのふ—高島屋吳服店

門部業營	
子供部	洋服部
雜貨部	仕立上品部
陶磁漆器部	文房具部
和洋家具部	食料品部
糸袋物部	樂器部
高島屋市場	特價品部
	吳服部
	木綿部
	玩具部
	臺所用品部
	靴鞄部
	銘茶部
	化粧品部
	金物部
	美術部
	菓子部
	洋食器部

の屋島高

商 品 券  
鰹節券 銘茶券  
小 口 商 品 券



大  
阪  
堺  
長

高島屋吳服店

以上の各種商品券を發賣致して居ります。京・大阪・神戸の各店共通は申すに及ばず、何品に何に申上げます。何卒この便利な商品券の御利用を偏に御願申上げます。

京都。東京。